

横断・縦断超整理本に、下記のような法改正と誤りがありました。これに伴い、書中の記述を下記のように改めてください。(新設事項はアミかけ表示しています。)

横断・縦断超整理本 正誤表		
ページ数	誤	正
P 14 介護保険法(1条) 枠内 上から3行目	これらの者がその有する能力に応じ	これらの者が尊厳を保持し、その有する能力に応じ
P 29 下から14行目	雇傭	雇用
P 48 安衛法 枠内	健康診断(一般健康診断等)	健康診断(一般健康診断及び特殊健康診断等)
P 52 下4行目 5行目	賃金や物価	改定率の再評価率
	賃金・物価がスライド調整率(平均0.9%)を超えて上昇した場合	変動した場合(調整期間中は調整率による抑制)
P 54 下から4行目	…場合は下がる。	…場合は下がり、平成18年度は0.985となる。
P 59 労災法 枠内	労災法(12条6項)	労災法(12条の6)
P 82 健保法	政府管掌健康保険の介護保険料率 12.5 / 1000	12.3 / 1000
	介護保険第2号被保険者である日雇 特例被保険者の保険料額 150円～3,010円	150円～3,050円
P 83 国年法 額(平成18年)	月額保険料 付加保険料	月額保険料 13,860円 付加保険料 400円
P 84 船員保険 枠外	介護保険適用者は+12.5/1000	介護保険適用者は+12.3/1000 前回の訂正表が誤っており、船員保 険の介護保険料率は+12.5/1000の まま変更なし
P 84 徴収法 枠内 労 災保険率	5～129 / 1,000 (51区分)	4.5～118 / 1,000 (55区分) 前回の訂正表が誤っており、54区 分に改正
P 84 徴収法 枠外		非業務災害率 0.8 / 1000
P 84 下4行目	要する費用に係る率(現在、ゼロ) を減じた額	要する費用の額を考慮して厚生労 働大臣の定める率を減じた額
P 88 下6行目 健康保険 法枠内	同左(健康保険組合のケースもあ る)	同左(厚生労働大臣は保険者と読 み替える)
P 93 下2行目 3行目	平成17年度 基礎年金拠出金の額の3分の1に、 3分の1に1,000分の11を	平成18年度 基礎年金拠出金の額の3分の1に、 3分の1に1,000分の25を
P 94 問3 解答	3分の1+1,000分の11	3分の1+1,000分の25
P 95 枠内	雇用法(66条・67条、法附則23条)	雇用法(66条・67条)
	労災法(26条)	労災法(32条)
	厚年法 1,000分の11	3分の1に1,000分の25

P 95 枠内 国年法	老齡基礎年金の計算にあたって3分の1に相当する月数とされた保険料半額免除期間の月数を基礎として計算したものを控除した額	老齡基礎年金の計算にあたって3分の1に相当する月数とされた保険料半額免除期間の月数を基礎として計算したものを控除した額のうち、第1号被保険者に係る負担分の3分の1に1,000分の25を加えた率を乗じて得た額を負担
	3分の1に1,000分の11を加えた率を乗じて得た額を負担	保険料半額免除期間(480-保険料納付済期間の月数を限度とする)
	保険料半額免除期間(3分の2に相応する月に限る)	20歳前の傷病による障害基礎年金の給付費 100分の38
P 95 枠内 健保法	20歳前の傷病による障害基礎年金の給付費 100分の40	健保法(151条から154条)
P 96 児童手当法 枠内	健保法(151条から154条、法附則7条)	10分の2 6分の4
P 97 児童手当法における負担割合	10分の1 3分の1	下図
P 130 2.入院時食事療養費における標準負担額 枠内	780円 650円 500円 300円	1食あたり 260円 210円 160円 100円
	P 130 2.入院時食事療養費における標準負担額 枠外	なお、1日の標準負担額は、3食に相当する額を限度とする。
P 133 枠外		下図 追加
P 136 下1行目	理学療法士及び作業療法士」とされている。	理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。
P 142 家族療養費【入院の場合】の給付内容	標準負担額(原則として780円)	標準負担額(原則として1食あたり260円)
P 152 障害基礎年金 平成18年	1級 2級	1級 990,100円(792,100円×125/100) 2級 792,100円
P 152 障害厚生年金 3級 2ヶ所	596,000円	594,200円
P 152 障害厚生年金	注4 平成17年度価額	注4 平成18年度価額
P 152 国年法〔問〕	794,500円(平成17年度価額)	792,100円(平成18年度価額)
P 153 加算額 平成18年	配偶者 1・2人目の子 3人目以降の子	配偶者 227,900円 1・2人目の子 1人につき227,900円 3人目以降の子 1人につき75,900円

P 181 枠内 遺族基礎年金支給額	(平成 17 年度価額) (1) 妻に支給される年金額 794,500 円+子の加算 第 1 子・2 子(1 人につき) 228,600 円 第 3 子以降(1 人につき) 76,200 円 (2) 子に支給される年金額 子が 1 人 794,500 円 子が 2 人 1,023,100 円÷2 (794,500 円+228,600 円) 子が 3 人 1,099,300 円÷3 (794,500 円+228,600 円+76,200 円)	(平成 18 年度価額) (1) 妻に支給される年金額 792,100 円+子の加算 第 1 子・2 子(1 人につき) 227,900 円 第 3 子以降(1 人につき) 75,900 円 (2) 子に支給される年金額 子が 1 人 792,100 円 子が 2 人 1,020,000 円÷2 (792,100 円+227,900 円) 子が 3 人 1,095,900 円÷3 (792,100 円+227,900 円+75,900 円)
P 181 枠内 遺族厚生年金支給額	「0.988 (スライド率)」 2ヶ所あり	「0.985 (スライド率)」
P 194 枠内 老齢基礎年金 年金額	794,500 円 (平成 17 年度価額)	792,100 円 (平成 18 年度価額)
P 194 枠内 老齢厚生年金 年金額	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 201 枠内 1 行目 2 行目	794,500 円 (平成 17 年価額)	792,100 円 (平成 18 年価額)
P 202 振替加算加算額 枠内	228,600 円 (平成 17 年価額)	227,900 円 (平成 18 年価額)
P 205 上から 4 行目	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 205 上から 5 行目	0.988 は、平成 16 年度物価スライド率	0.985 は、平成 18 年度物価スライド率
P 206 下から 4 行目	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 206 下から 1 行目	0.988 は、平成 16 年度物価スライド率	0.985 は、平成 18 年度物価スライド率
P 207 枠内計算式	794,500 円 (平成 17 年度価額)	792,100 円 (平成 18 年度価額)
P 208 枠内 加給年金額平成 18 年度価額		配偶者、第 1 子、第 2 子 227,900 円 第 3 子以降 75,900 円
P 208 枠内 配偶者の加給年金額の特別加算額 平成 18 年度価額		昭和 9 年 4 月 2 日～昭和 15 年 4 月 1 日 33,600 円 昭和 15 年 4 月 2 日～昭和 16 年 4 月 1 日 67,300 円 昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 17 年 4 月 1 日 101,000 円 昭和 17 年 4 月 2 日～昭和 18 年 4 月 1 日 134,600 円 昭和 18 年 4 月 2 日～ 168,100 円
P 220 枠内 特別支給の 老齢厚生年金 年金額	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 222 部分年金 計算式	報酬比例部分 (平成 17 年価額)	報酬比例部分 (平成 18 年価額)
P 222 部分年金 計算式 枠内	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 223 定額部分 計算式 枠内	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 223 報酬比例部分 計算式 枠内	0.988 (スライド率)	0.985 (スライド率)
P 226 上から 7 行目	次の表で計算した年金額を支給停止	次の表で計算した年金額(支給停止基準額)を支給停止 支給停止基準額が年金額を上回る場合は全額支給停止

P 229 国年法 脱退一時金支給額	(平成 17 年度価額) 6 月以上 12 月未満 40,740 円 12 月以上 18 月未満 81,480 円 18 月以上 24 月未満 122,220 円 24 月以上 30 月未満 162,960 円 30 月以上 36 月未満 203,700 円 36 月以上 244,440 円	(平成 18 年度価額) 6 月以上 12 月未満 41,580 円 12 月以上 18 月未満 83,160 円 18 月以上 24 月未満 124,740 円 24 月以上 30 月未満 166,320 円 30 月以上 36 月未満 207,900 円 36 月以上 249,480 円
下 4 行目	平成 17 年度	平成 18 年度
P 234 企業年金連合会の主な設立要件等枠内		基金の 3 分の 2 以上の同意
P 234 国民年金基金の主な設立要件等枠内 2ヶ所	(地域型・職能型・基金型) その 3 分の 2 以上	その 3 分の 2 以上の同意
P 239 枠内 支給額 12ヶ所	104,970 円 52,490 円 56,950 円 28,480 円	104,590 円 52,300 円 56,710 円 28,360 円
P 253 受給期間枠内 受給資格者の区分	45 歳以上 65 歳未満	45 歳以上 60 歳未満
P 277 事業主から賃金が支払われた場合の育児休業基本給付金	事業主から支払われた賃金額	「休業開始時賃金日額 × 支給日数」に対する「支給単位期間に支払われた賃金額」の割合
事業主から支払われた賃金額	休業開始時賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 80 相当額以上	100 分の 80 相当額以上
	休業開始時賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 50 相当額を超え、100 分の 80 相当額未満	100 分の 50 相当額を超え、100 分の 80 相当額未満
	休業開始時賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 50 相当額以下	100 分の 50 相当額以下
P 279 支給額 枠内 事業主から支払われた賃金額	事業主から支払われた賃金額	「休業開始時賃金日額 × 支給日数」に対する「支給単位期間に支払われた賃金額」の割合
	休業開始時賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 80 相当額以上	100 分の 80 相当額以上
	休業開始時賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 40 相当額を超え、100 分の 80 相当額未満	100 分の 40 相当額を超え、100 分の 80 相当額未満
	休業開始時賃金日額に 30 を乗じて得た額の 100 分の 40 相当額以下	100 分の 40 相当額以下
P 292 支給事由が異なる場合 ア	「障害基礎年金 + 老齢厚生年金」の組み合わせは改正事項である。	「障害基礎年金 + 老齢厚生年金」及び「障害基礎年金 + 遺族厚生年金」の組み合わせは改正事項である。
P 292 支給事由が異なる場合 ア	図	下図 参照
P 332 その他 枠内末尾		事業者は、安全委員会、衛生委員会又は安全衛生委員会の開催の都度、遅滞なく委員会における議事の概要を労働者に周知させなければならない。
P 345 下から 11 行目	結核健康診断)	結核健康診断及び特殊健康診断、臨時の健康診断)
P 346 最下図内	深夜業の回数の減少等	深夜業の回数の減少、衛生委員会等への報告等

P 350 1.継続事業のメリット制の要件と効果 枠内 効果	100分の40(一括有期事業については100分の35)	100分の40(一括有期事業:建設の事業については100分の40、立木の伐採の事業については100分の35)	
P 352 枠内 効果	…100分の35の範囲内で引き上げ、	…100分の40の範囲内で引き上げ、	
P 353 労災保険率 枠内	現在、51区分	現在、55区分 前回の訂正表が誤っており、54区分に改正	
	最低は1,000分の5	最低は1,000分の4.5	
	最高は1,000分の129	最高は1,000分の118	
	一律1,000分の0.9	一律1,000分の0.8	
P 357 労災保険率	5 / 1,000 ~ 129 / 1,000 : 51区分	4.5 / 1,000 ~ 118 / 1,000 : 55区分 前回の訂正表が誤っており、54区分に改正	
P 357 労災保険率 欄外		非業務災害率 0.8/1,000	
P 386 随時改定の場合(育児休業等を終了した際の報酬月額変更を含む) 船舶の期限内	船舶以外 船舶	船舶以外	船舶
	速やかに	速やかに	10日以内
P 401 4.派遣元・派遣先の講ずべき措置等 派遣先の枠内	安全衛生に係る措置	現場における安全衛生に係る措置	
P 407 2.紛争解決の援助・調停の扱い等	紛争の解決の援助(12条)	紛争の解決の援助(13条)	
	調停の委任(13条)	調停の委任(14条)	
	報告の徴収、助言、指導及び勧告(25条、26条)	報告の徴収、助言、指導及び勧告(25条)	
	企業名の公表	企業名の公表(26条)	
P 408 介護休業枠内	扶養している母・兄弟姉妹	扶養している祖父母・兄弟姉妹	
P 409 1.育児休業・介護休業 枠内	事業夫の休業予定日の指定	事業主の休業予定日の指定	
P 410 3.深夜業の制限のまとめ 対象外の労働者	保育ができる同居の家族	保育又は介護ができる同居の家族	
		枠内の横・縦・斜め枠をとる(育児休業も介護休業も対象外の労働者は同じになる)	
P 413 求職活動支援書に係る労働者に対する助言その他の援助(18条) 枠内6行目	求職者に対し必要な、その職務の	求職者に対し、その職務の	
P 415 障害者の雇用率の計算	☒	下☒ 参照	

P 415 3. 障害者雇用調整金等の支給 障害者雇用調整金の要件に追加		この場合において、特例子会社制度(子会社が雇用する労働者をその親事業者が雇用する労働者とみなすことができる特例をいう。)に基づき「親事業主」に対して支給していた障害者雇用調整金等について、改正により、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構は、「当該親事業主又は当該子会社のうちのいずれか」に対して支給することができるものとされた。 この規定は下記の在宅就業障害者特例調整金の支給においても準用される。
P 435 5. 入院時の食事療養に係る標準負担額 枠内	1日あたり標準負担額 780 円 650 円 500 円 300 円	1食あたり標準負担額 260 円 210 円 160 円 100 円
枠外に追加		なお、一日の標準負担額は3食に相当する額を限度とする。
P 438 1 行目	4 当分の間、3歳以上小学校第3学年修了前の児童	4 当分の間、3歳以上小学校修了前の児童
P 438 費用負担の表	3歳以上小学校第3学年修了前の児童に… 公務員以外の者 国 4/6 都道府県 1/6 市長村 1/6	3歳以上小学校修了前の児童に… 国 1/3 都道府県 1/3 市長村 1/3 (図 2を参照してください)
P 439 9. 児童手当に要する費用負担の表	(被用者) 国 2/10 都道府県 0.5/10 市長村 0.5/10 (被用者等でない者) 国 4/6 都道府県 1/6 市長村 1/6	(被用者) 国 1/10 都道府県 1/10 市長村 1/10 (被用者等でない者) 国 1/3 都道府県 1/3 市長村 1/3 (図 3を参照してください)
P 439 最下行	特例給付の支給に要する費用は…	法附則 6条による特例給付の支給に要する費用は…
P 441 3. 社会保険労務士の業務枠内 1 行目 右欄	社会保険労務士でない者は、	社会保険労務士又は社会保険労務士法人でない者は、
P 441 3. 社会保険労務士の業務 枠内 紛争解決手続代理業務	紛争解決手続代理業務及び (イ)(ロ)(ハ)の業務内容を全文訂正	あっせん代理 個別労働関係紛争解決促進法に規定する法律6条1項の紛争調整委員会における同法5条1項のあっせんについて、紛争の当事者を代理すること

P 442 4. 欠格事由	公認会計士若しくは会計士補の登録	公認会計士の登録
P 442 下から 2 行目	紛争解決手続代理業務を行う	紛争解決手続代理業務 (H19 年度改正後、あっせん代理業務変更) を行う
P 442 最下行に追加		なお、紛争解決手続代理業務試験は、厚生労働省令で定める研修を修了した社会保険労務士に対し、当該学識及び実務能力を有するかどうかを判定するために、毎年 1 回以上、厚生労働大臣が行う。
P 444 下から 2 行目	(紛争解決手続代理業務に関するものを除く)	(あっせん代理に関するものを除く)
P 445 業務を行い得ない事件 (22 条)	社会保険労務士は… 以下(イ)(ロ)(ハ)(ニ)(ホ)全文訂正	社会保険労務士は、次のいずれかに該当する事件については、その業務を行ってはならない。ただし、(ハ)に該当する事件については、受任している事件の依頼者が同意した場合は、この限りではない。 (イ)相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件 (ロ)相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの (ハ)受任している事件の相手方からの依頼による他の事件 (ニ)国又は地方公共団体の公務員として職務上取り扱った事件 (ホ)社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けて賛助し、又はその依頼を承諾した事件 (ヘ)社員又は使用人である社会保険労務士として社会保険労務士法人の業務に従事していた期間内に、その社会保険労務士法人が相手方の協議を受けた事件で、その協議の程度及び方法が信頼関係に基づくと認められるもの
P 446 14. 懲戒のまとめ 枠内 5 行目	事務代理若しくは紛争解決手続代理業務を行ったとき…	事務代理若しくはあっせん代理を行ったとき…
P 446 下から 6 行目	(紛争解決手続代理業務を除く法 2 条…)	下線部削除
P 450 枠内 要介護状態 最下行	いずれかに該当するものをいう	いずれかに該当するもの(要支援状態に該当するものを除く)をいう

P 450 枠内 要支援状態	全文 削除差し替え	身体上若しくは精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について厚生労働省令で定める期間にわたり継続して常時介護を要する状態の軽減若しくは悪化の防止に特に資する支援を要すると見込まれ、又は身体上若しくは精神上の障害があるために厚生労働省令で定める期間にわたり継続して日常生活を営むのに支障があると見込まれる状態であって、支援の必要の程度に応じて厚生労働省令で定める区分（以下「要支援状態区分」という。）のいずれかに該当するものをいう。		
P 453 8. 保険給付の種類（予防給付下に追加）		<table border="1"> <tr> <td>新予防給付</td> <td>骨関節疾患等の早期予防及び口腔ケアを中心とした保険給付</td> </tr> </table>	新予防給付	骨関節疾患等の早期予防及び口腔ケアを中心とした保険給付
新予防給付	骨関節疾患等の早期予防及び口腔ケアを中心とした保険給付			
P 453 最下行に追加		9.施設給付の見直し 介護保険施設の居住費用や食費及び通所サービスの食費を保険給付の対象外とした。ただし、低所得者については、補足的給付がある。		
P 455 下から 10 行目	高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費の支給	高額介護サービス費及び高額介護予防サービス費等の支給		
P 456 上から 1 行目	施設サービスに要する費用	施設サービス等に要する費用		
P 456 上から 2 行目	高額介護予防サービス費の支給	高額介護予防サービス費等の支給		
P 457 (1) 介護給付・予防給付に要する費用	高齢者の保険料（17%） 若年者の保険料（33%）	高齢者の保険料（19%） 若年者の保険料（31%）		
P 457 普通徴収と特別徴収	老齢退職年金給付	老齢等年金給付 （4ヶ所あり）		
P 457 最下行に追加		平成 18 年度より、特別徴収の対象となる年金が、遺族年金、障害年金にも拡大される。		
P 458 枠内 介護給付費交付金 2 行目	現在、100 分の 32	現在、100 分の 31		
P 459 記憶ポイント	・・・所得段階別の保険料を設定し、低所得者への負担を軽減する一方、高所得者の負担は所得に応じたものとしており、原則 5 段階となっているが、市町村の判断で 6 段階とすることができる。	・・・弾力的な所得段階別の保険料を設定し、低所得者への負担を軽減する一方、課税層の負担は所得に応じたものとしている。		

図 児童手当における負担割合

	対象児童	事業主	国	都道府県	市長村
被用者	3歳未満	10分の7	10分の1	10分の1	10分の1
	3歳から小学校修了前の児童(特例給付)	-	3分の1	3分の1	3分の1
	3歳から義務教育就学前の児童(所得制限緩和による特例給付)	-	6分の4	6分の1	6分の1
	特例給付(3歳未満)	10分の10	-	-	-
被用者等でない者	3歳未満	/	3分の1	3分の1	3分の1
	3歳から小学校修了前の児童(特例給付)		3分の1	3分の1	3分の1

図 2

3歳以上小学生修了前の児童に係る特例給付に係る費用の負担(法附則7条)

	一般事業主	国	都道府県	市長村
公務員以外の者	-	3分の1	3分の1	3分の1
国家公務員	-	全額負担		
都道府県職員等	-		全額負担	
市長村職員等	-			全額負担

図 3

9. 児童手当に関する費用の負担

	国	都道府県	市長村	事業主
被用者	10分の1	10分の1	10分の1	10分の7
被用者等(被用者又は公務員等)でない者	3分の1	3分の1	3分の1	
被用者に対する特例給付				10分の10
公務員等	所属している国・地方公共団体が全額負担			

図

70歳未満の標準負担額(1食につき)

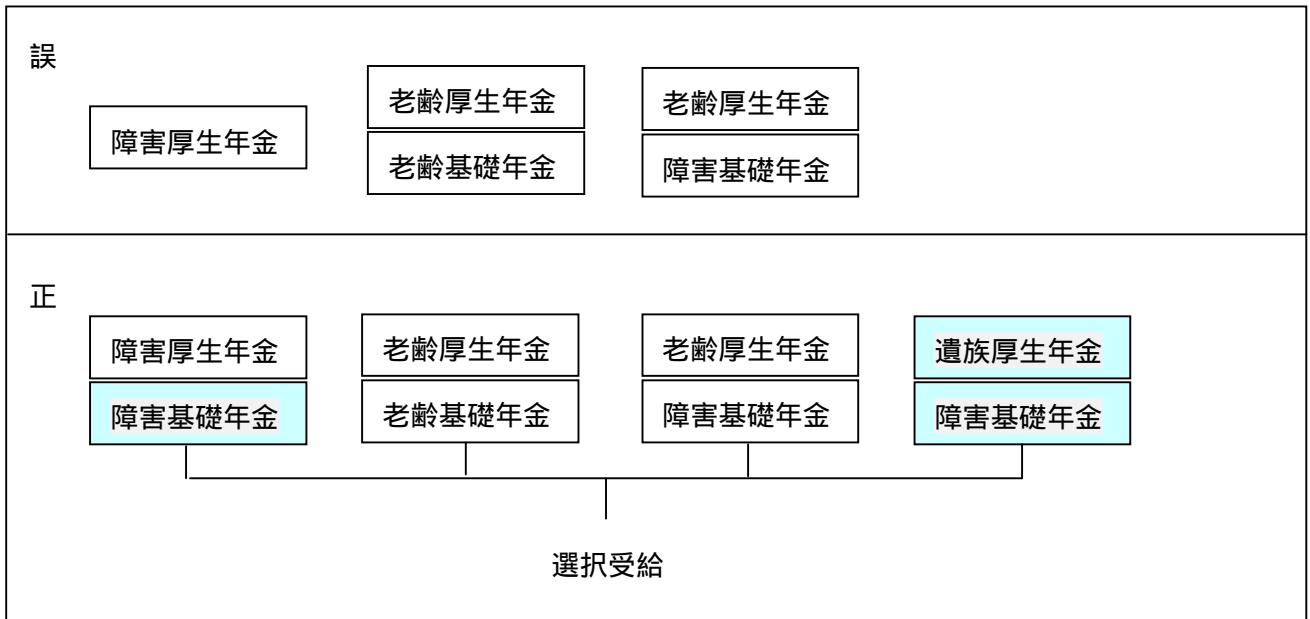
一般		260円
減額対象者	直近1年間の入院日数が90日以下	210円
	直近1年間の入院日数が90日を超えた場合	160円

70歳以上の標準負担額(1食につき)

一般		260円
低所得者	低所得者	210円
	低所得者であって直近1年間の入院日数が90日を超えた場合	160円
	低所得者	100円

なお、1日の標準負担額は、3食に相当する額を限度とする

図



図

2. 障害者の雇用率の計算（身体障害者、知的障害者又は精神障害者のカウント）

	短時間労働者	短時間労働者以外
身体障害者、知的障害者	0人	1人
重度身体障害者及び重度知的障害者	1人	2人
精神障害者	0.5人	1人